平成２２年（フ）第８７５号
兵庫県尼崎市大島２丁目23番１号
債務者　一之瀬　剛
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８７７号
兵庫県尼崎市大庄西町１丁目27番６号
債務者　山原　和江
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４５０号
北九州市小倉北区白萩町４番14号
債務者　藤野　健次
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２２７号
宮崎県延岡市伊達町２丁目5962番地
債務者　尾﨑　直子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２２８号
宮崎県日向市浜町３丁目53番地
債務者　渋谷　美利
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１４９１号
埼玉県戸田市南町11番20―208号
債務者　残間　一雅
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４９２号
埼玉県戸田市南町11番20―208号
債務者　残間　菊代
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３３５号
福井県越前市芝原５丁目２番６号
債務者　桂木　富彦
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３４３号
福井県坂井市春江町境第27号35番地２、旧住所福井県坂井市春江町下相田114番地　サニーコート105号室
債務者　岩脇　和紀（旧姓新谷）
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３６８号
福井市北四ツ居２丁目５番２号　メゾン・ウィステリア205
債務者　山田　紀子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３７３号
福井市菅谷１丁目２－５　パレスコペラ102号室、住民票上の住所福井県吉田郡永平寺町松岡神明１丁目20番地１
債務者　秋田　保江
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３７６号
福井県（以下記載なし）、外国人登録証明書上の居住地名古屋市港区当知４丁目1902番地メルベーユ当知103号
債務者　渡辺　アニーシャ　アブドンこと　ＷＡＴＡＮＡＢＥ　ＡＮＩＣＩＡ　ＡＢＤＯＮ
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３７９号
福井県越前市小野谷町第11号８番地の２　ハイツシリウスＢ―201
債務者　永坂　収二
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２７６号
長野市上松１丁目６番７―101号　上松ハイツ、前住所長野市大字高田699番地10
債務者　小林　博美
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２９９号
長野市豊野町豊野1039番地１
債務者　高橋　裕子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３０４号
長野県須坂市望岳台25番地３
債務者　平野　泰章
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７２６号
兵庫県西宮市結善町４番26―303号、前住所兵庫県西宮市老松町８番12号
債務者　ＫＩＳＨＩ数学ゼミナールこと　岸　伸行
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係